

◇軽微な変更時の資料作成方法 解説

Vol.57 での変更箇所は緑マーカー表示としています。
赤文字や黄色マーカーは特に重要な点を表します。

○性能評価案件の設計変更について

性能評価・大臣認定が終了している建築物(工事中、竣工後共)で、構造方法に変更が生じた場合は再度、性能評価・大臣認定の取得が必要

○性能評価・大臣認定における設計変更の種類

①計画の変更…軽微な変更以外 (例：時刻歴応答解析の再検証が必要な場合など)

②軽微な変更…建築物の応答性状に与える影響が小さい設計変更であって、変更前の計画と比べて構造耐力上支障のないことが時刻歴応答解析によらず確認できるなど明らかに安全上支障のないもの

<軽微な変更の例>*1

・床、間柱（水平力を負担しないものに限る。）、小梁、非耐力壁、外装材その他これらに類する部材に係る変更で、当該変更によって固定荷重が大幅に変わらない変更
・屋上工作物、塔屋、設備機器等に係る変更で、当該変更によって固定荷重が大幅に変わらない変更
・建築物の部分的な用途変更で、当該変更によって積載荷重が大幅に変わらない変更
・柱、大はり、耐力壁、ブレース、基礎（梁）、杭、制振部材、免震材料等の変更で変更前より安全側となる変更、又は若干数の変更で十分に安全の範囲内となる変更
・施工計画又は現況地盤のばらつきに伴う十分に安全の範囲内となる変更で、当該変更により建築物の応答性状に与える影響が小さい変更
・高さが60メートルを超える建築物と一体となった低層部に係る変更で、当該変更により建築物の応答性状や保有水平耐力等に与える影響が小さい変更
・構造図の記号の変更及び構造性能に影響のない特記仕様書の変更

(参考) 軽微な変更となる目安*2

荷重が大幅に変わらない …重量変動が各層で±5%程度以内かつ全体で±2%程度以内であること。これを超える場合、固有周期の変動が±2%程度以内(1次～3次)であること
(剛性変動についても重量変動と同様の確認で可)

若干数 …変更が生じた階の各部材ごとで、部材数に対する変更部材数の割合が5%程度以下 (例えば、2Fの大梁計100本のうち、変更は5本まで)

十分に安全の範囲内 …部材の目標検定値に対して5%程度以上の余裕がある

*1 国土交通省 HP「構造方法等の認定に関する運用改善について」(<https://www.mlit.go.jp/common/000138952.pdf>)

*2 一般社団法人建築性能基準推進協会「軽微な変更として取り扱う範囲」

性能評価上、柱や大梁などの主部材や免震・制振材料に変更が生じる場合は事務局までご相談ください。

※大臣認定と確認申請では軽微な変更と判断される範囲が異なりますので注意が必要です。

※確認申請上で計画変更となる場合、事前着手はできませんので、必ず性能評価・大臣認定の変更申請が必要となります。

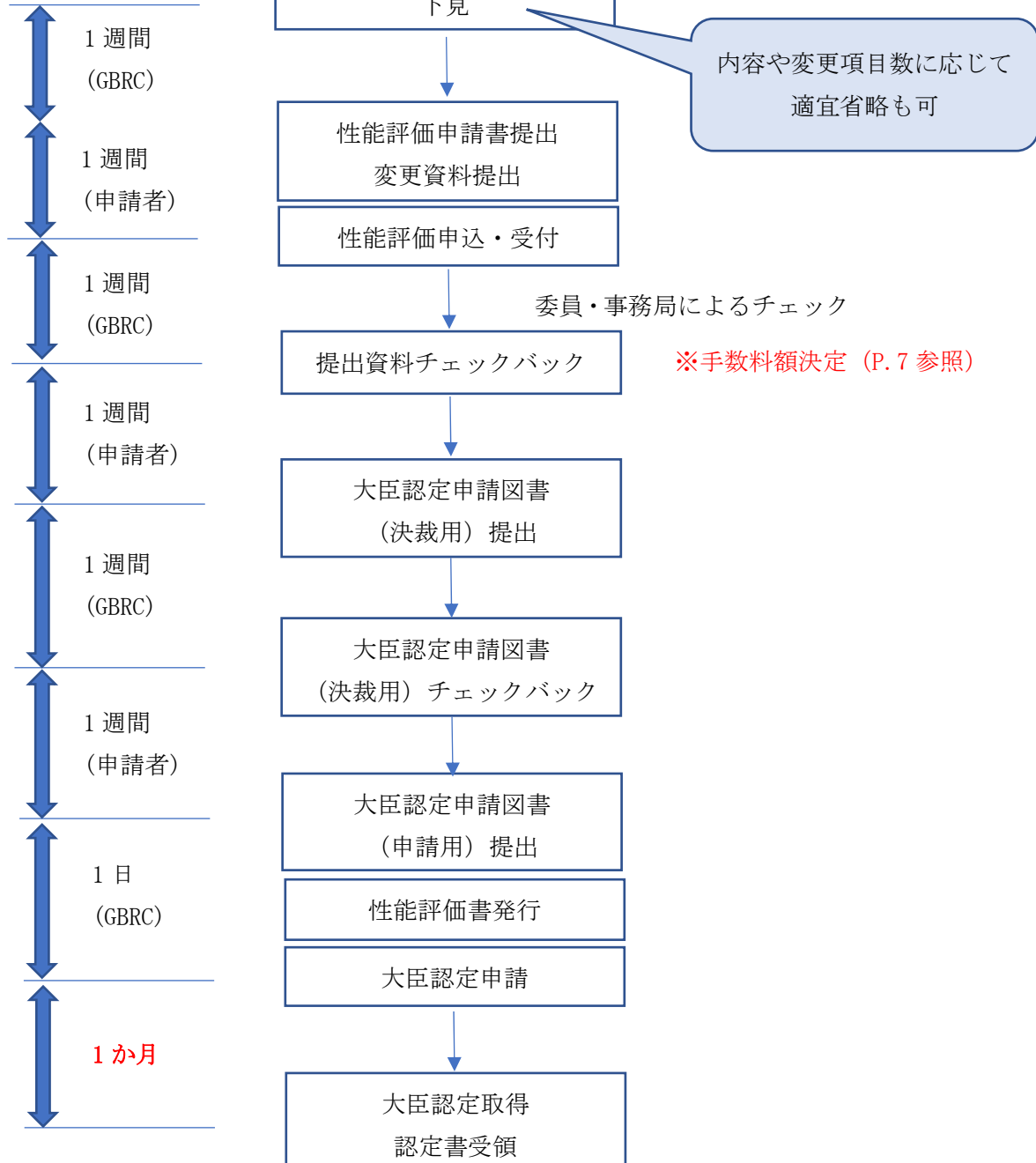
性能評価における軽微な変更のスケジュールと必要な資料についてご案内いたします。

性能評価申請スケジュール

■随時受付可能です。(受付委員会なし) 資料のご提出は全て電子データで行い、印刷資料は不要です。

標準的なスケジュール

随時



性能評価申請時 資料構成 (①～⑧は P.4 以降の解説を参照)

いずれも PDF データのみ。印刷資料は不要です。

■下見時：((6) ～ (8) のみで可)

■性能評価受付時：

- (1) 性能評価申請書 (①)
- (2) 手数料算定表 (②)
 - ・性能評価新規受付が 2019 年 7 月以降の受付である案件は提出が必要です。
- (3) パースおよび配置図 (③)
- (4) 別添 (構造図は不要)・別表・付表 (④)
- (5) 設計変更に関する技術図書 (件名・履歴) (⑤)
- (6) 変更項目一覧表 (⑥)
- (7) 設計変更検討書 (⑦)
- (8) 変更前後図 (⑧)

■決裁時：ファイル名は以下の通りとしてください。

3. 案件名_既認定書

6. 案件名_パース・配置図

8-1. 案件名_別添

8-2. 案件名_別添構造図

9. 案件名_別表

12. 案件名_変更項目リスト^{※1}

13. 案件名_変更前後図

14. 案件名_検討資料

15. 案件名_議事録

※1 冒頭には変更履歴（設計変更に関する技術図書（件名・履歴））を添付してください。
また、変更項目リスト（検討資料番号は削除したもの）を別表巻末に添付してください。

■大臣認定申請時：下記 I ～IV の体裁で提出

- I. 資料一式（国交省申請用）：決裁資料（3, 6, 8-1, 8-2, 9, 12～15）と同じ
- II. 大臣認定申請書^{※2}
- III. 委任状^{※2}
- IV. 既大臣認定書（原本）^{※3}

※2 大臣認定申請書・委任状は 2021 年 1 月から押印不要となりました。

GBRC 事務局より書式をメールにてお送りしますので、内容をご確認ください。

記載内容に変更がある場合は、事務局までご連絡ください。

※3 既大臣認定書原本が無い場合は、紛失届（紙面）が必要です。

①性能評価申請書

↓様式ダウンロードはこちらから

<https://www.gbrc.or.jp/assets/documents/center/8K-301-03.docx>

年 月 日

性能評価申請書（軽微な変更）

一般財団法人日本建築総合試験所 理事長 様

申請にあたっては、一般財団法人日本建築総合試験所「性能評価業務約款」を遵守します。また、本申請書および提出図書に記載した事項は、事実と相違ありません。

申請者	ふりがな			
	会社名等			
	代表者役職名			
	代表者氏名			
	所在地			
☐ 申請者は、下記連絡担当者が本申請に関する一切の手続きを行うことを同意します。 ☐ 本館にチェックが施された場合は、申請者本人が本申請に関する一切の手続きを行うものとします。				
連絡担当者	会社名等			
	部署・役職名			
	氏名			
	住所			
	TEL			
申請形態	☐ 単独申請 ☐ 共同申請 ☐ 共同申請者			
	共同申請者			
性能評価番号等	性能評価番号	GBRC 部	性能評価日	年 月 日
	大臣認定番号		大臣認定日	年 月 日
	該当系・法第20条第1項 番号			
構造方法等に係る（詳略）				
棟の名称	※複数棟申請する場合は、記載してください。			
建築場所				
一般設計				
構造設計				
施工				
建築士の申請	☐ 無 ☐ 有（ 様 ） ※一の建築士で複数棟申請する場合は、他の申請棟名称を全て記載して下さい。			
	今回変更 ☐ 無（ 様 ） ☐ 有（ 様 ）			
請求書宛名	ふりがな			受付番号
請求書送付先	☐ 上記連絡担当者 ☐ 下記送付先			受付日
	会社名			/ /
	部署・役職名			〒
	氏名			〒
	住所			実務日
TEL			/ /	
E-MAIL				
請求書発行方法	☐ 紙による請求書発行を希望			
建築士「なるま」への掲載	☐ 掲載を承諾します			
大臣認定申請	☐ GBRC に依頼します			

大臣認定申請時、GBRC による代理申請をご希望の場合は、この項目に✓を入れてください。

変更内容も記載

性能評価申請書（別紙2）

【主たる棟及び中低層部各棟の詳細】



構造方法等の名称（件名）	
主たる棟	棟の名称
	構造形式 (0印又は内容を記入)
	構造規模
	主要用途
	特定天井
	特徴 変更内容

中低層棟①	棟の名称
	構造形式 (0印又は内容を記入)
	構造規模
	主要用途
	特定天井
	特徴 変更内容

中低層棟②	棟の名称
	構造形式 (0印又は内容を記入)
	構造規模
	主要用途
	特定天井
	特徴 変更内容

中低層棟③	棟の名称
	構造形式 (0印又は内容を記入)
	構造規模
	主要用途
	特定天井
	特徴 変更内容

②手数料算定表

(2019 年 7 月以降新規受付した案件のみ)

↓様式ダウンロードはこちらから

https://www.gbrc.or.jp/assets/documents/center/high_building_8k500.doc

軽微な変更の内容を 4 つの区分に分け、該当する区分数により算出します。

建築物の延べ床面積に応じた手数料の 1/10

①～④のうち
該当する区分数1 申請分の
手数料

受付資料の事務局チェック後に手数料額が決定します。

(例) 軽微な変更区分の③と④に該当し、評価対象建築物の延べ床面積が 10,000～50,000m² のとき

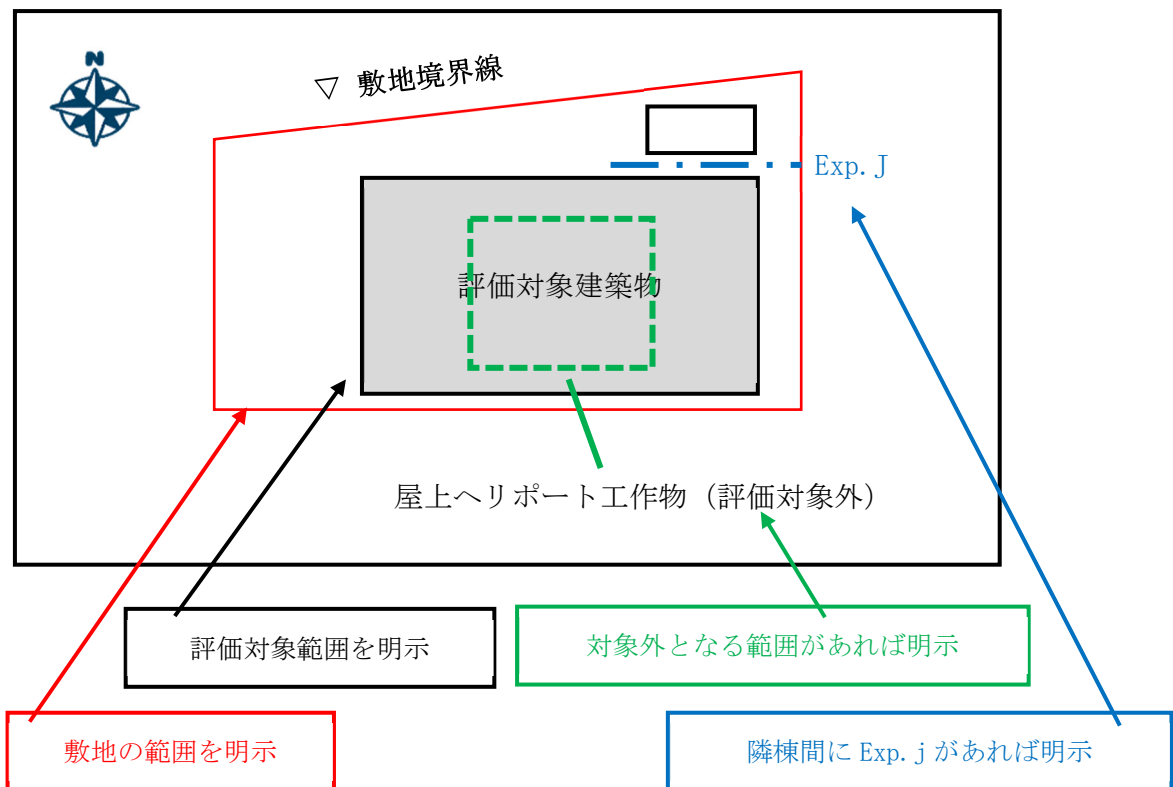
軽微な変更の評価手数料算定表				
令和元年（2019 年）7 月 1 日以降に新規案件を受付した案件は、建築基準法第 20 条第 1 項第一号の認定に係る性能評価における軽微な変更の手数料については、次の 1）から 2）までの規定で算定する。 なお、令和元年（2019 年）6 月 30 日以前に、新規案件を受付した案件の「軽微な変更」の評価手数料は、申請建築物の延べ面積に応じた手数料額の 1/10 とする。 （1）変更する部位、部材を次の①から④までのカテゴリーに区分する。				
区分	部位、部材	説明	該当有無	変更項目 No
軽微な変更区分①	柱、大梁、耐力壁、ブレース、柱梁接合部に関する部分	例えば、柱の継手位置変更も①に該当、柱頭免震の 1 階柱は①に該当	有・無	
軽微な変更区分②	免震材料、制振部材その他これらに類する特殊な装置に関する部分	例えば、免震材料の取付部も②に該当	有・無	
軽微な変更区分③	基礎、杭、地盤改良に関する部分	例えば、基礎梁開口は③に該当	有・無	No.2
軽微な変更区分④	①から③までに示す部分以外の部分	例えば、次のような部分 ・スラブ、間柱、小梁、非耐力壁、外装材、擁壁、屋根板、塔屋、設備架台等の 2 次部材に関する部分 ・意匠上の算定方法の変更による床面積、建物高さの変更、柱状図の変更 ・その他、変更に関する検討を部会等で審査するのみで、別添（部材等）が変わらない変更	有・無	No.1 No.3 No.4 No.5
*）変更項目 No は、該当がある場合に変更項目一覧の No を一つ以上記載（記載例：No.1 他）				
（2）変更する部位、部材について、（1）の各区分に該当する部位、部材が 1 つでもあれば、該当する区分数を申請数とする。1 申請分の手数料に当該申請数を乗じた額を手数料とする。なお、1 申請分の手数料は、従前どおり、申請建築物の延べ面積に応じた手数料額の 1/10 とする。 （3）評価手数料算定表				
		手数料 1/10 額 (円)	申請数 (区分数)	手数料額 (合計)
建築物 の延べ 床面積	床面積の合計が 500m ² 以内	51,000	2	¥ 306,000 円 (非課税)
	床面積の合計が 500～3,000m ² 以内	82,000		
	床面積の合計が 3,000～10,000m ² 以内	123,000		
	床面積の合計が 10,000～50,000m ² 以内	153,000		
	床面積の合計が 50,000m ² を超えるもの	205,000		
工作物	1 基毎	82,000		

※新規受付が 2019 年 6 月以前の案件は「建築物の延べ床面積に応じた手数料の 1/10」

③パース・配置図

配置図には以下の点を明示ください。

配置図の例



原設計時（前回）の認定申請から配置図に変更がない場合は、原設計時（前回）の配置図を添付いただいて結構です。

④別添、別表・付表

別添・別表とも最新の様式をご使用ください。GBRC の HP よりダウンロードできます。

(https://www.gbrc.or.jp/building_confirm/high_building/)

(1) 別添

1) 別添表

別添(超高層建築物の構造方法1)

1. 建築物概要及び構造概要 (超高層建築物用)

性能評価番号		性能評価年月日		令和 年 月 日	
件 名					
申 請 者					
設 計 者	一 般				
	構 造				
	監 理				
施 工 者					
面	建 築 場 所				
	用 途				
	敷 地 面 積	m ²			
	建 築 面 積	m ²			

面積や高さの記載が変更となった場合、別添に反映する。

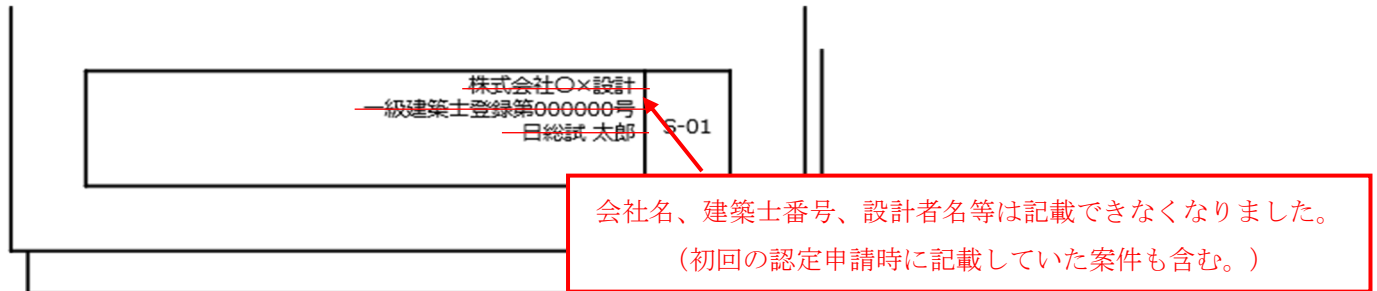
施工会社が決まった場合、別添に反映する。

構 造 免 震	天 然 ゴ ム 系 積 層 ゴ ム 支 承	基 礎 (基)	...	...	材料 C
		基準面圧 (N/mm ²)	...	...	△△
		ゴム総厚 (mm)	...	...	...
		1 次形状係数	...	...	...
		2 次形状係数	...	...	...
		せん断弾性係数 (N/mm ²)	...	...	...
		鉛直剛性 (kN/m)	...	...	...
		水平剛性 (kN/m)	...	...	...
		限界変形 (mm)	...	...	...
		認定番号 (メーカー名)	材料 D	材料 E	材料 F

免震材料など複数候補の中から決まれば、
採用しなかったものは見え消しにする。
(構造図内も同様)

2) 別添構造図

- ・別添構造図は、性能評価申請時には提出不要ですが、大臣認定申請時提出資料には含めてください。



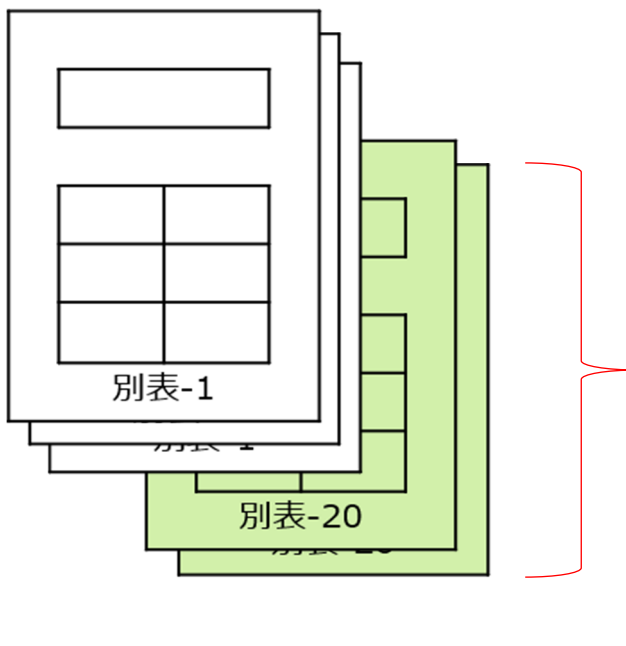
部材リスト等についても、図面に表記があるが使用しないものは見え消しとしてください。

(2) 別表

軽微な変更と判断できる旨の定型文（以下の図の赤字部分）を差し込んでください。
番号は、**時刻歴応答解析を行った直近の性能評価番号・大臣認定番号**です。
過去に時刻歴応答解析の再検証を伴う変更申請を行っていない場合は、原設計時の番号となります。

別表 超高層建築物の構造方法1に対する検討 平成12年建設省告示第1461号の「超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」の各項目について検討し、本建築物において以下の表のように全ての項目について基準を満足することを確認した。なお、今回の設計変更において、以前(GBRC 建評-19-022A-000、HNNNNNN-00000)の応答結果等に若干、変動の可能性はあるが、建築物全体に及ぼす影響は小さいと考えられ、特に問題ないと判断する。(新規の場合は赤字部分削除) <建築概要>：以下の項目を添付している。 ・一般事項、建物概要、設備概要、案内図、配置図、主要建築設計図 <地盤調査書>：以下の項目を添付している。 ・地盤概要、調査の概要、土質柱状図及び調査位置図、地層断面想定図、各種実施試験関係資料(地下水位、地盤の工学的性質)		旧様式には ・長周期地震動 ・特殊材料 ・特定天井 風圧力の計算における告示に準ずる方法 制振部材の検査データ改ざん防止措置 などの欄がありません。 最新の様式をご使用ください。	
評価基準	検討結果		
第一号 長期荷重に対する安全性の確認	(1) 平成12年建設省告示第1461号(以下「告示」という。)第一号に規定する建築物の各部分の固定荷重及び積載荷重その他の実況に応じた荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に損傷が生じないことを確かめていること。 (2) 損傷が生じないことは、建築基準法施行令(以下「令」という。)第82条第一号から第三号までに規定する方法又はこれに準ずる方法により確かめていること。コンクリート系構造については、耐久性上有害なひび割れが生じないことを確かめていること。	(1)・・・確認している。	(概要書 P.1~3)
第二号	(1) 建築物に作用する積雪荷重について、告示第		

軽微な変更時には、概要書の該当ページは削除してください。



別表・付表の後ろにも

- ・変更項目一覧表 (⑥)
- ・重量・剛性変動表 (⑦)
- ・面圧の確認 (⑦)
(免震建築物のみ)

を別表として添付してください。

変更項目一覧表を別表として添付する際、検討結果欄の検討資料 No. は削除してください。

⑤設計変更に関する技術図書
(件名・履歴)

設計変更に関する技術図書

1. 件名：GBRC再開発プロジェクト
2. 変更に係る履歴：
以下に、計画変更・軽微な変更の履歴を示す。

変更回数	性能評価番号	性能評価年月日	大臣認定番号	大臣認定年月日
	GBRC 建評-19-022A-000	令和●年●月●日	HNNN-00000	令和●年●月●日
1	GBRC 建評-19-022A-000-01B	令和●年●月●日	HNNN-00000-1	令和●年●月●日

不要な行は削除してください。

⑥変更項目一覧表

変更項目一覧表

(前回取得時)

件 名：●●計画

性能評価番号：GBRC 建評—21—022A—●●●

性能評価年月日：令和 3 年●月●日

大臣認定番号：HNNNNNN-●●●●●●

大臣認定年月日：令和 3 年●月●日

- ・主として主架構に関する変更
- ・二次部材等に関する変更
- ・その他の変更

に分類

※2 変更内容
参照

主として主架構等に関する変更

No.	変更概要	変更内容及び主な変更箇所	検討結果又は所見
1	大梁の変更	①断面形状の変更 ・ 2 階 G3 X1-2 間/Y7 H-□-□-□-□ ⇒H-□-□-□-□ 【別添-●、●】	変更後の断面で検討を行った結果、許容応力度以内であり、構造安全上問題ないことを確認した。また、 は微小であり、建築物の構 題ないことを確認した。 (最大検定比：0.32)
	※1 変更概要 参照 部材種別ごと に記載	②配筋の変更 ・ FG5 主筋 (上端) 4/1-D41⇒4/2-D41 スターラップ D16@200⇒D16@150 【別添-●、●】	断面性能が向上する変更であり、問題ないと判断した。 問題がない旨とその根拠に ついて記載
	【別添-●、●】		【検討資料-●】
2	杭の変更	①杭長の変更 ボーリング調査の結果により、X1/Y7 の杭の杭長を 500mm 長くした。 また、これに伴い符号を P3 から P3A 変更する。 【別添-●】	杭総数●本のうち 1 本の変更であり、 地震時の各杭の水平力の分担率の変動 は小さい。また、変更される杭におい て、杭長が十分に長いため、杭長変更 による水平力についての影響はわずか であり問題ないと判断した。杭先端支 持力については、支持地盤が変 ため影響はない。 【検討資料-●】
	・ 変更内容を分かりやすく部位 (柱、 小梁等) や事象 (追加、削除、レベ ルの変更等) を明記してください。 ・ 変更する別添のページ番号を記載し て下さい。		・ 該当する検討資料の番号 を記載して下さい。
3	耐力壁の変 更	①開口位置の変更	開口の大きさに変更がなく、構造耐力 および重量・剛性に影響がないため問

「○○⇒△△」のように、位置、符号、具体的な数
値等の変更前後の違いがわかるように記載してくだ
さい。

		B1 階 X2-3 間/Y3 の開口位置を X3 側に 1,200mm 移動する。【別添-●】	題ないと判断した。
--	--	---	-----------

二次部材等に関する変更

No.	変更概要	変更内容及び主な変更箇所	検討結果又は所見
11	小梁の変更 (八号、九号)	①小梁の追加 ・ 3 階 X2-3 間/Y3-4 間 sb20、sb24 ・ 4 階 X4-5 間/Y1-2 間 sb30 【別添-●、●】	追加する小梁およびその周辺架構について検討を行い、構造安全上問題がないことを確認した。(最大検定比 0.86) 【検討資料-●】
		②小梁の削除 <代表箇所> ・ 2 階 X3-4 間/Y2-3 間 sb30 削除 ・ 4 階 X2-3 間/Y2-3 間 sb24 削除 ・ 5 階 X6-7 間/Y2-3 間 sb24 削除 【別添-●～●】	小梁削除に伴う <u>スラブ</u> および周辺架構への影響について検討を行い、構造安全上問題がないことを確認した。(最大検定比 0.63) 【検討資料-●】
		③小梁符号の変更 <代表箇所> ・ 2 階 X2-3 間/Y2-3 間 sb20→sb24 ・ 3 階 X3-4 間/ sb49→sb44 ・ 4 階 X1-2 間/Y2-3 間 sb24→sb20 【別添-●～●、●、●】	小梁変更に伴う重量変更は微小であると考え。また、耐力が増加する変更については検討を省略する。耐力が減少する変更については検討を行い、構造安全上問題がないことを確認した。(最大検定比 0.86) 【検討資料-●】

軽微変更の場合、各変更項目に規則 3 条の 2 の該当号数を記載。その際、変更項目一覧表の枠外に以下を追記してください。

※建築基準法施行規則第 3 条の 2 第 1 項の該当号数を示す。

確認検査機関が GBRC でない場合は、確認検査機関にご確認ください。

該当箇所が多い場合は代表箇所の記載でも可。

その際、
余裕度が厳しい箇所を 3 箇所以上記載してください。

※図面にはすべての変更箇所にマーキングしてください。別添番号も赤字のようにすべて記載。

・ 変更範囲の明示。

・ 部材符号を明示。

※当該部材以外が変更になった場合は、その部材の変更概要に含めてください。(この例でいうスラブの検討は、「12.スラブの変更」に含めてください。)

12	スラブの変更 (八号、九号)	①スラブレベルの変更 <代表箇所> ・ 5 階 X2-3 間/Y4-5 間 S3 FL-200→FL-500 ・ 8 階 X1-3 間/Y2-3 間 FL-200→FL-100 【別添-●～●】	構造安全上影響のない変更であり、問題ないと判断した。
		②スラブ符号の変更 <代表箇所> 5 階 X4-5 間/Y2-3 間 S2→S2a 6 階 X2-3 間/Y2-3 間 S4→S5 8 階 X1-2 間/Y1-2 間 S3→S3a 【別添-●～●】	耐力が増加する変更であるため、構造安全上問題ないと判断した。 ・ 検討を省略する場合は、省略可能な理由を明示してください。 ・ 二次部材の追加であっても重量変動に対する検討結果（または見解）を示してください。
		③スラブの追加 5 階 X5-6 間/Y3-4 間 S3 6 階 X3-4 間/Y3-4 間 S4 【別添-●～●】	同一条件にて他の箇所ですでに検討済みのため、当該スラブおよび周辺架構の検討を省略する。なお、重量変動については、他の変更内容を含め微小であることを確認した。 【検討資料-●】
13	階段の変更 (八号、九号)	①階段形状の変更 階段の形状を変更する。 それに伴い、sb30 を Y4 通り側に 100mm 移動、S3 を S5 に変更する。 【別添-●、●】	階段形状の変更に伴い変更する <u>小梁</u> および <u>スラブ</u> 、 <u>その他周辺架構</u> について検討し、構造安全上問題ないことを確認した。（最大材比 0.63） 【検討資料-●】 FEM で解析するなど、解析上切り離すことが難しいものについては、1 つの検討内容に集約して記載してください。
その他の変更			
No.	変更概要	変更内容及び主な変更箇所	検討結果又は所見
21	特記仕様書の変更 (補正)	①コンクリートのスランプフロー値の変更 20cm→18cm 【別添-●】	建築物の構造特性に影響を及ぼす変更ではないため、構造安全上問題ないと判断した。

		②特記事項の記載追記 【別添-●】	構造安全性に影響のない変更であるため、問題ないと判断した。
22	記載事項の変更 (補正)	①申請者名の変更 ②面積の変更 【別添-●】	構造安全性に影響のない変更であるため、問題ないと判断した。
23	構造図と計算書の整合 (補正)	小梁断面形状の整合 ・sb19 H-□-□-□-□ ⇒H-□-□-□-□ 【別添-●】	構造図を計算書に整合させるための補正であり、問題ないと判断した。 ・構造計算書に合わせた構造図の修正（補正）は「その他の変更」に分類してください。 ※意匠との整合は「その他の変更」にはなりません。

- ・各部材について検討を行い、最大検定比（検討結果の具体値）を記載してください。
- ・検討不要とする場合は、その理由を明示してください。
- ・「誤記」「記載漏れ」「不整合」等の表現は避けてください。
- ・「若干」「微増」等は変更内容欄に具体的な数値を記載してください。
- ・大梁のレベル変更は、剛性変動や周辺部材に対する影響の検討が必要です。
- ・小梁の追加や移動、スラブ範囲の変更（増床の場合）については、周辺部材に対する影響の検討またはコメントが必要です。
- ・意匠との整合をとるための修正（開口の大きさ等）は、構造上は修正ではなく変更です。工学的な見解を記載してください。

・変更後の部材において5%程度の余裕が必要です。原設計時から厳しい場合は変更前後の余裕度が確認できる資料を添付してください。

軽微変更の場合、重量変動等が軽微変更の範囲内に収まっていることを明記してください。

※ 原設計時から上記変更までの重量の増減（及び固有周期の変動）は以下に示すとおりであり、建築物の応答性状に与える影響は小さく、構造安全上問題がないと判断した。

各層重量変動比： 最大●%（●階）

総重量変動比： ●%

（固有周期の変動比： 最大●%（●方向●次））

固有周期の変動は重量変動が大きい等、必要な場合のみ記載

※重量・剛性変動一覧表を添付ください。

免震装置の場合は、免震材料の面圧に対する検討結果（または見解）を示してください。

※1 変更概要

<主として主架構に関する変更>

- ・大梁の変更 ・柱の変更 ・耐力壁の変更 ・ブレースの変更 ・柱梁接合部の変更
- ・基礎の変更 ・杭の変更 ・地盤改良の変更 ・制振部材の変更 ・免震材料の変更 等

<二次部材に関する変更>

- ・小梁の変更 ・スラブの変更 ・非耐力壁の変更 ・間柱の変更 ・外装材の変更 等

<その他の変更>

- ・文言の追記 ・文言の削除 ・構造計算書に合わせた補正 等

※2 変更内容

- ・断面形状の変更 ・配筋の変更 ・スパンの変更 ・部材長さの変更 ・レベルの変更
- ・位置の変更 ・部材の追加 ・部材の削除 ・工法、メーカーの変更 ・取付方法の変更
- ・開口の変更（大きさ・数・位置等） ・貫通孔の変更（大きさ・数・位置等）
- ・継手位置の変更 ・定着位置の変更 ・配筋方法の変更 ・コンクリートの比重の変更
- ・材料強度の変更 等

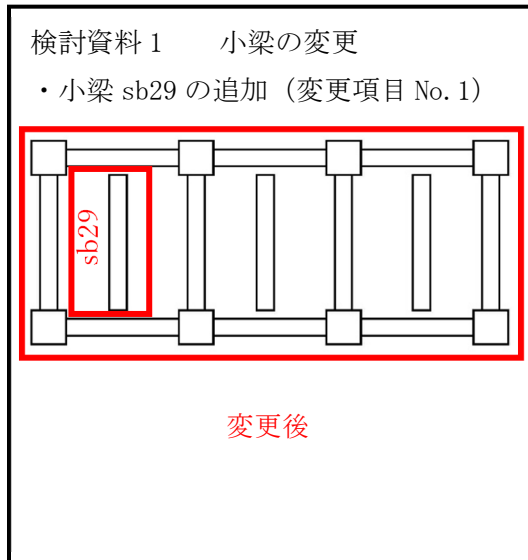
【注意】主部材の「在来工法からPCaへの変更」は計画変更になりますので、ご注意ください。

⑦設計変更検討書

変更内容に応じて検討を行ってください。

追加部材や断面変更部材については検討が必要です。

検討不要であると判断できる場合は、その理由を明記してください。



構造図を引用して該当箇所を示す場合は、
変更前図もしくは変更後図であることを
明記

複数の変更項目を 1 つの検討書にまとめる場合、
変更項目一覧表中の変更 No. を明示してくださ
い。

検討資料 1 小梁の変更

	曲げ応力	せん断 応力	検定比 (曲げ)	検定比 (せん断)
X1-X2	〇〇	〇〇	0.63	0.29
X2-X3	〇〇	〇〇	0.72	0.37
X3-X4	〇〇	〇〇	0.81	0.46
...				
...				
...				
...				
...				
...				
...				
...				
...				

検定比の最大値にマーキングしてください。

「1回目」などとせず、原設計時としてください。

	原設計時		第〇回変更時					
階	層重量 (kN)	総重量 (kN)	今回 変更量 (kN)	累積 変更量 (kN)	層重量 (kN)	原設計 からの 変化率 (%)	総重量 (kN)	原設計 からの 変化率 (%)
R								
25								
...								
1								

2回目以降の変更時は必ず記載してください。

剛性変動表

	原設計時	第〇回変更時	
階	等価せん断 剛性 (kN/cm)	等価せん断 剛性 (kN/cm)	原設計 からの 変化率 (%)
R			
25			
...			
1			

固有周期変動表

(重量または剛性の変動が層で5%、
全体で2%を超える場合は検討要)

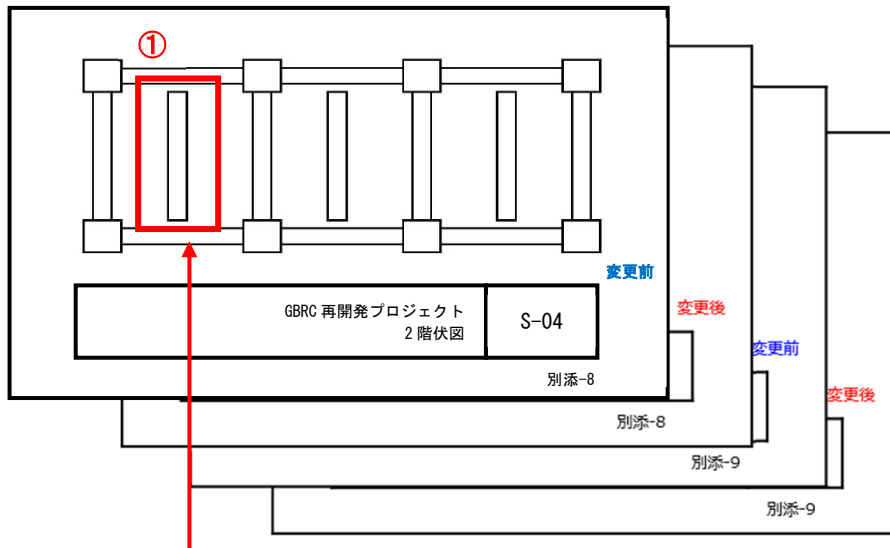
	原設計時	第〇回変更時	
	固有周期 (秒)	固有周期 (秒)	原設計 からの 変化率 (%)
1次			
2次			
3次			

※重量・剛性等に変更がない場合は、その旨コメント追記してください。

※免震建築物の場合、免震材料の面圧に対する検討（または見解）を示してください。

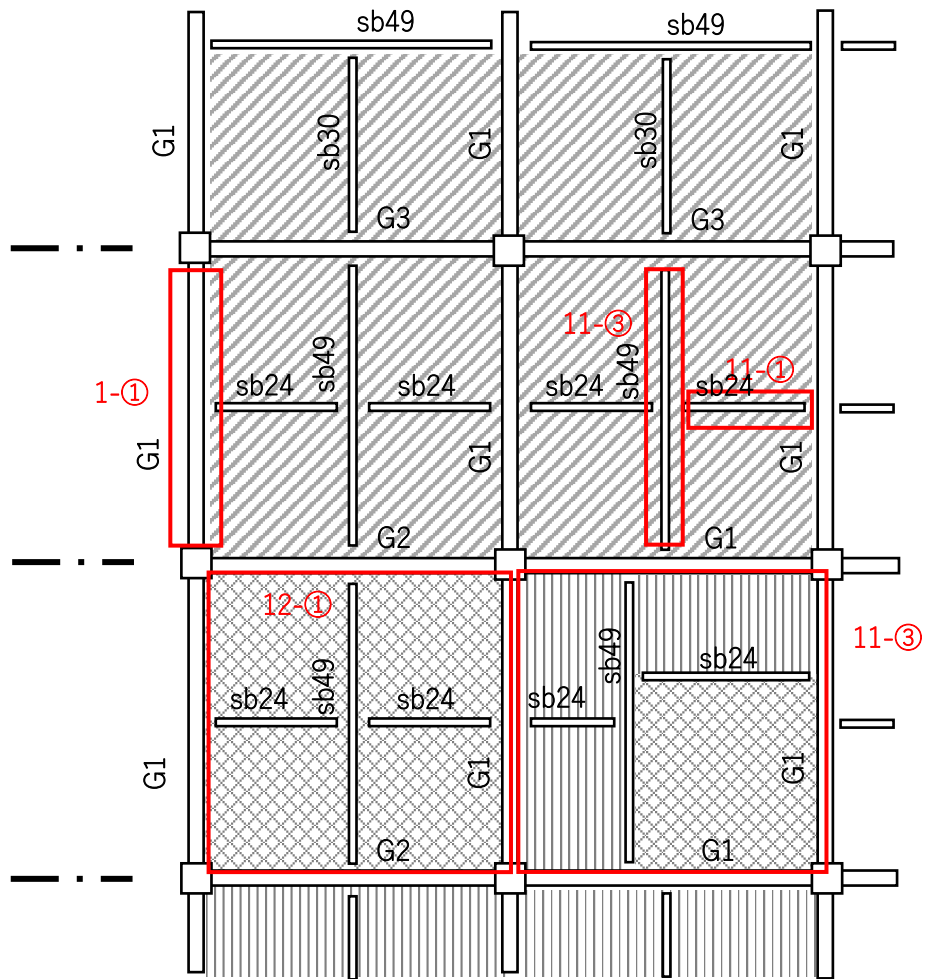
⑧変更前後構造図

変更前→変更後→変更前→変更後→…の順に添付してください。



すべての変更箇所には赤枠等で囲みを入れ、変更項目一覧表内の該当する
変更 No. を付してください。
変更前図・変更後図のいずれかでも可です。

<変更後図例>



- ・構造図においては、変更項目一覧表に記載していない変更箇所についても、変更箇所はすべてマーキングしてください。
- ・変更項目一覧表への記載が「小梁の変更」「スラブの変更」など部材単位であることから、例えばスラブレベルの変更に伴う小梁レベルの変更であっても、小梁・スラブそれぞれ変更項目一覧表に対応した番号をつけてください。

<検討書例>

検討資料-● 小梁の変更

変更箇所が多く、変更項目一覧表の記載も代表箇所
のみの場合は、検討書において、検討箇所がどの部
材か分かるよう図示してください。

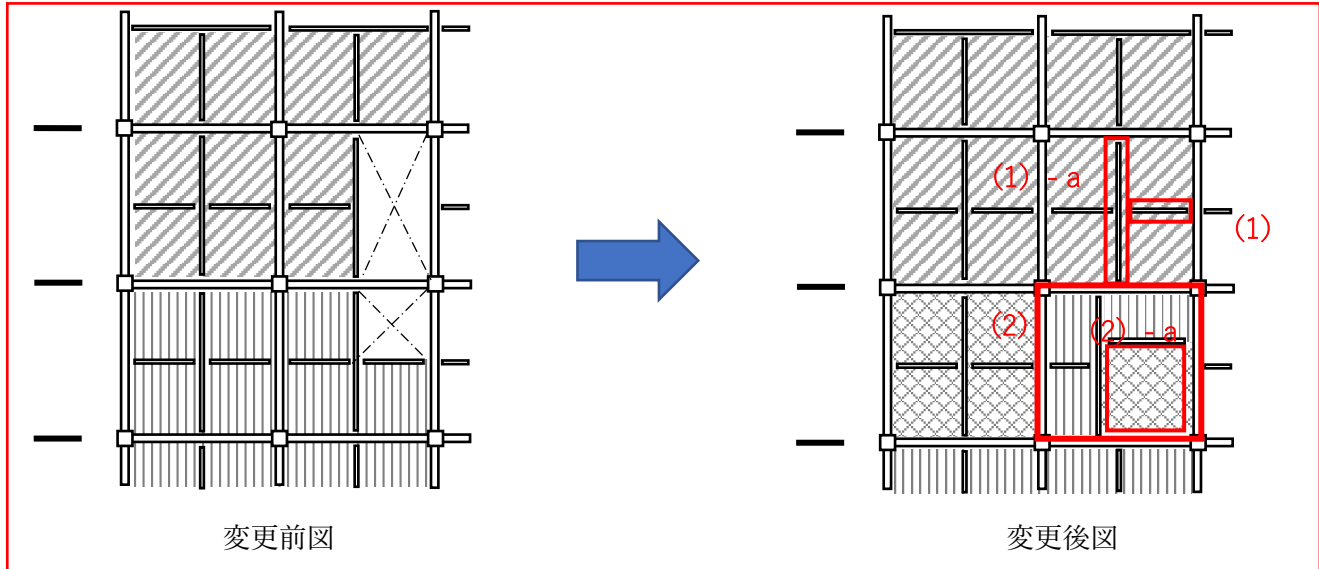


図 2.1 変更前後図 (2 階)

(1) 2 階 X2-3 間/Y5-6 間 sb24

・
・
・

(1) -a (周辺部材の検討)

sb49

・
・
・

(2) 2 階 X2-3 間/Y4-5 間 sb24、sb49

・
・
・

(2) -a (周辺部材の検討)

スラブを DS15→DS20 に変更する。

このようにスラブの変更が生じる場合、その検討内
容はスラブの検討資料に追加してください。

小梁の変更に伴う検討により、スラブの断面が変更
にならない場合は、こちらに検討内容を記載してく
ださい。

また、FEM 解析を行っている等、解析の都合上、
資料を分けることが難しいものについては、まとめ
られていても構いません。

⑨性能評価経過報告書

担当委員の審査後、事務局より書式を送付いたします。

委員からの指摘に対する回答をご記入ください。

性能評価経過報告書				
日時	年 月 日 : ~ : :	場 所	日本建築総合試験所 大阪事務所 6F 会議室	委 員
件名			建築構造性能評価委員会	出 発 事務局
提出資料		第 回 評 査		
指 摘 及 び 検 討 事 項		回 答 及 び 処 置		備 考

変更検討資料の番号・ページを記入してください。